

# 特定非営利活動法人 ラヂオきしわだ 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 ラヂオきしわだという。英文名を ‘NPO Voice of KISHIWADA’、略称は「FM きしわだ」及び「ラヂキシ」という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を大阪府岸和田市別所町1丁目10番6号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この法人は、大阪府泉州地域に存する岸和田市におけるFMコミュニティー放送の設立、運営に関する事業を行い、福祉やまちづくり、防災、子育てに関する情報など、市民みんなが関心のある情報を発信する活動を行うことによって、各種団体と連携し、経済の活性化と福祉、文化あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

### 第4条 (活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に掲げる次の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 災害救援活動
6. 地域安全活動
7. 子どもの健全育成を図る活動
8. 経済活動の活性化を図る活動
9. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ラヂオきしわだの開局及び運営管理
  - ② ラヂオきしわだの番組制作、編集及び広報
  - ③ まちづくりネットワークの組織連携と拡大
  - ④ 文化イベント、防災情報発信及び社会教育活動
  - ⑤ 上記事業にかかる情報提供事業
  - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① イベント企画、運営事業、及びこれらのコンサルティング事業
  - ② スタジオ賃貸、及び飲食ならびに物品販売事業
  - ③ インターネット通信を利用した情報基盤制作及び情報提供事業
  - ④ 上記事業のための広告、出版、関連商品の斡旋及び通信販売事業
- 2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

### 第3章 会員

#### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の5種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 特別会員 この法人の目的に賛同して特別な寄付を行って入会した個人又は団体
3. サポーター会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
4. 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
5. 名誉会員 功労者、著名人、学識経験者等で、理事会において推薦され入会した個人又は団体

#### 第7条 (入会)

会員として入会しようとするものは、所定の方法により入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条 (入会金及び会費)

会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由の如何を問わず、これを返還しない。

#### 第9条 (退会)

会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### 第10条 (会員資格の喪失)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- ① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ② 継続して会費を1年以上滞納したとき
- ③ 除名されたとき

#### 第11条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただしその会員の求めがある場合、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員

### 第12条（種別及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- 理事 3名以上10名以下
- 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

### 第13条（選任等）

理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### 第14条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### 第15条（任期）

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しな

なければならない。

#### 第 17 条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第 18 条（報酬等）

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第 19 条（事務局及び職員）

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 職員の雇用形態及び待遇は、理事長が定める。

### 第 5 章 総会

#### 第 20 条（種別）

この法人の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

#### 第 21 条（構成）

総会は、社員をもって構成する。

#### 第 22 条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

#### 第 23 条（開催）

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 社員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

#### 第 24 条（招集）

総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時

総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

#### 第26条（定足数）

総会は、社員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第27条（議決）

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 第22条の(3)に掲げる合併の議決は、社員総数の4分の3以上をもって決するものとする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議決に加わることができない。

#### 第28条（書面表決等）

やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ書面又は電磁的方法（大阪府条例で定めるものをいう）をもって表決し、若しくは他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合、前2条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

#### 第29条（議事録）

総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### 第30条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第31条（権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### 第 32 条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### 第 33 条（招集）

理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号および 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### 第 34 条（議長）

理事会の議長は、理事長が当たる。

### 第 35 条（議決等）

この法人の業務は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

### 第 36 条（議事録）

理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産、会計及び事業計画

### 第 37 条（資産）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

#### 第 38 条（資産の区分）

この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

#### 第 39 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第 40 条（会計の方法）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第 41 条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### 第 42 条（会計の区分）

この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

#### 第 43 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### 第 44 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 45 条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 46 条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、予算の追加または更正をすることができる。

#### 第 47 条（事業報告及び決算）

理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 剰余金が生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

#### 第 48 条（借入金等）

予算を持って定めるもののほか、この法人が資金の借入れをしようとするとき、その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 49 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 50 条（書類及び帳簿の備置き）

主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### 第 51 条（定款の変更）

この定款の変更は、総会に出席した社員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。かつ軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得るものとする。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### 第 52 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し
- (7) 自然災害などによる事務所設備の崩壊

2 前項第 1 号の事由である総会の決議により解散する場合は、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得ることとする。

### 第 53 条（残余財産の処分）

この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)した時の残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げる者のうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

## 第 9 章 雑則

### 第 54 条（公告）

この法人の公告は官報により行う。

### 第 55 条（委任）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。



附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 特別会員（個人及び各種団体・法人）

	会費	年額	一口 5,000 円
--	----	----	------------
  - (2) 正会員・サポーター会員：個人会員 

	会費	年額	3,000 円
--	----	----	---------

団体会員 

	会費	年額	一口 5,000 円（各種団体・法人）
--	----	----	---------------------
  - (3) 賛助会員・名誉会員 

	会費	0 円
--	----	-----
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2011年5月30日までとする。
  - (1) 理事長  
氏 名 八木 雄一郎
  - (2) 副理事長  
氏 名 梶野 昭太郎      氏 名 松谷 廣志
  - (3) 理 事  
氏 名 長谷川 秀美      氏 名                      氏 名 山田 剛
  - (4) 監 事  
氏 名 片山 陽子
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から2011年3月31日までとする。

以上